

Best Advice

[ベストアドバイス]

2016 Vol.7

CONTENTS

プレジデントダイアログ

[菅沼法律事務所 弁護士 菅沼 博文]

【あいおいニッセイ同和損保】D&O 保険（会社役員賠償責任保険）

菅沼法律事務所のご紹介



総合保険代理店

株式会社 リスクマネジメント
RISK MANAGEMENT

菅沼法律事務所のご紹介

住所 埼玉県越谷市越ヶ谷 1 丁目 11 番 35 号
吾山ビルⅡ 4 階
TEL 048-969-3801 FAX 048-969-3802



当事務所は、埼玉県越谷市にある個人事務所です。平成 11 年の事務所開設から 17 年、企業法務、交通事故、相続、民事介入暴力対策、破産管財業務など幅広い事件を扱ってきました。また、公認会計士、弁理士、税理士、司法書士、不動産鑑定士、社会保険労務士などの士業や各種専門家との連携により多様な事案に対応しております。法律問題に関する悩みや問題がありましたら、お気軽に当事務所にご相談ください。
弁護士 菅沼博文（弁護士登録平成 6 年）

会社概要

- 法人設立 昭和 58 年 7 月
- 資本金 1,000 万円
- 代表者 代表取締役社長 稲垣 順久
- 取扱高 法人契約者数 450 社
損害保険契約件数 5,500 件 損害保険保有高 4 億 4 千万円
生命保険契約件数 4,600 件 生命保険保有高 5 億 4 千万円（平成 28 年 6 月現在）
- 従業員 15 名（営業担当 10 名・業務担当 3 名・事故担当 1 名・テレマーケティング担当 1 名）
- 顧問先 菅沼法律事務所
税理士法人 PLUSONE
CWM 総研社労士事務所

取引保険会社

損害保険会社（7社）

- MS&AD あいおいニッセイ同和損保
- AIU 保険
- SECOM セコム損害保険
- 損保ジャパン日本興亜
- CHUBB チャップ保険
- 東京海上日動
- 三井住友海上

生命保険会社（12社）

- アクサ生命
- Affac アファック
- NN
- オリックス生命
- Gibraltar ジブラルタ生命
- Sony Life
- 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命
- 一生涯のパートナー 第一生命
- 東京海上日動あんしん生命
- NISSAY
- 三井住友海上あいおい生命
- MetLife メットライフ生命

少額短期保険会社（1社）

- もつとぎゅっと 少額短期保険株式会社（ペット保険）



RISK MANAGEMENT

〒332-0034 埼玉県川口市並木4-3-7 ジブラルタ生命川口ビル7階
TEL 048-271-5155(代) FAX 048-271-5156 E-mail info@riskmng.co.jp
受付時間/9:00~18:00 定休日/土・日・祝

<http://www.riskmng.co.jp> riskmng 検索

平成25年10月以降保険始期用

全力サポート

あいおいニッセイ同和損保
MS&AD INSURANCE GROUP

D&O 保険 定型プラン
Directors & Officers Liability Insurance
会社役員賠償責任保険

すべての役員の皆さまに **危機は突然** やってきます

日々の経営判断に潜む役員個人に対する損害賠償リスクから、個人資産をお守りします！

会社役員が損害賠償請求されるのは、株主代表訴訟だけではありません。上場・非上場問わず、第三者訴訟はすべての会社役員が抱えるリスクです。



会社法第429条〔役員等の第三者に対する損害賠償責任〕
役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

役員は会社の経営や従業員の行為に対し大きな責任を負っています。また、その賠償額は、個人の資産で支払うにはあまりに大きな負担となってしまうケースもあります。しかしながら、訴訟を恐れるがゆえに経営判断が萎縮してしまうと、会社の発展や活性化などに支障をきたすことも考えられます。

潜むリスクに備えを持って向き合うために

D&O 保険 定型プラン
Directors & Officers Liability Insurance

詳細は裏面へ

役員の手を止めて「社長の善管に注意義務違反」役員に損害賠償請求



プレジデント ダイアログ

稲垣 本日はお忙しい中ありがとうございます。
今日は会社と経営者個人の賠償責任について、お話を聞かせ願えればと思います。ですのでよろしくお願ひいたします。



企業活動に伴う 賠償リスクに対する備え

**社内体制整備といつでも専門家の
助言を得られる体制構築**

稲垣 会社と経営者は、企業活動の中で様々な賠償リスクにいつもさらされていますが、法律家の立場からこのような賠償リスクに対して、どう備えるべきとお考えでしょうか。

弁護士 企業活動には、対外的対内的に様々なリスク要因があります。それを避けるためには、当該企業の活動内容を客観的に整理した上で、発生する可能性のあるリスク要因を分析し、それを最小化

います。そのような場合には、法的に適切な解決を客観的に説明できる立場の者が、間に入る必要があると思います。

稲垣 賠償事故による企業の経済的損失は、最終的には賠償責任保険に加入することによりカバーできますが、解決までの時間的、精神的負担は企業に重くのしかかってきます。

弁護士 大企業ですと、法務部や総務部などの専門部署が整っていますが、中小企業では、餅は餅屋と言いますが、弁護士に依頼することが多くの面で有益であると思います。

役員個人が賠償義務を負う場合があります

稲垣 こうした労災事故や雇用をめぐるトラブル、また会社の仕事上のミスにより会社が賠償義務を負うことになった場合に、会社の責任者である社長個人も個人的に賠償義務を負うリスクはあるのでしょうか。

弁護士 社長個人が加害行為に関与していた場合は、その関与の内容によって個人的な賠償義務を負うことがありますし、直接的な関与がない場合であっても、会社法429条では、役員が職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときには、その任務懈怠により第三者に損害を発生させた役員自身が損害賠償責任を負うと規定しています。

東京地裁の判決では、業績向上を目指すあまり、社員の長時間労働や上司によるパワハラ等を防止するための適切な労務管理ができる体制を何ら執っていないなか

するための社内体制を整備する必要があります。

とはいえ、企業活動を行う以上リスクを0にすることは不可能ですので、発生したリスクを最小限にするための体制を整備することが重要です。そのためには、我々弁護士を始めとする、信頼できる専門家によるアドバイスを適時に受けられるようにしておくこと、そして、企業が賠償訴訟等に対応せざるを得なくなった場合に備えて、賠償責任保険に加入しておくことも大切だと思います。

稲垣 万が一賠償事故が発生してしまつた場合にも適切に対応できるように、社内マニュアルを整備するとともに、いつでも相談できる弁護士の先生をはじめとする専門家と信頼関係を築いておくということですね。

リスクのなかでも最近では、仕事上の過度のストレスや長時間労働からくる精神疾患による労災事故により、企業が高額の慰謝料請求を受ける事例も増えているようです。企業法務に詳しい先生のご意見はいかがでしょうか。

弁護士 まず注意が必要なのは、労災保険では、労災事故による労働者のすべての損害は補填されないということですが、労災保険制度は、確実かつ迅速に労働災害に対する補償を行うことを目的と

たとして、会社の代表取締役は損害賠償責任を認めたものがあります。また、大手居酒屋チェーンの過労死事件でも、代表者個人が責任を認め、損害賠償義務を負担する内容の裁判上の和解が成立しています。

今後、社長を始めとする役員個人の責任を追及する訴訟が増える可能性がありますので、役員の方々は、会社のコンプライアンス体制を整え、不祥事等が発生しないように、目を光らさなければなりません。

稲垣 そういたしますと、私どもお客様に通常の賠償責任保険に加えて、**会社役員賠償責任保険(D&O保険)**をお勧めすることが必要ですね。

弁護士事務所との付き合い

稲垣 最後になりますが、企業と弁護士との上手なお付き合いの仕方で、先生にアドバイスをいただければと思います。

弁護士 信頼できそうな弁護士を選ぶには、信頼できる人の紹介というルートがやはり安心であると思います。通常の企業では、税理士や社会保険労務士を顧問とされていることが多いと思います。これら土業と弁護士の間では、定期的に交流会が持たれたりしていますので、これらの土業の方から紹介を受けるというのが一番簡単な方法ではないでしょうか。

また、弁護士との関係も基本は人間関係ですので、どんなに評判の高い弁護士でも、合う方合わない方がいると思います。会社の重要な問題を相談しなければなら

ないので、信頼関係を築ける方を

D&O 保険 定型プラン の特徴

◆役員が個人として訴えられた場合の法律上の損害賠償金・争訟費用を補償します。

1. 役員退任後も保険のカバーが受けられます。
2. 役員の前相続人も保険のカバーが受けられます。
3. 争訟費用の前払いが受けられます。

※役員皆さまが安心して経営に専念できます。
※役員皆さまの個人資産をお守りします。

◆株主代表訴訟・会社訴訟に対応可能なワイドタイプをおすすめします。

	ワイドタイプ	スタンダードタイプ
第三者訴訟	○	○
株主代表訴訟	○ (株主代表訴訟補償特約)	×
会社訴訟	○ (会社訴訟一部補償特約*)	×

※株主からの提訴請求により、会社が調査を行った結果、会社がその役員を提訴したことにより役員が負担する法律上の損害賠償金や争訟費用を補償する特約です(株主からの提訴請求によらない会社訴訟は、補償対象外となります)。

◆被保険者・適用地域など充実の補償でお守りいたします。

被保険者(補償の対象となる方)	記名法人もしくは記名子会社のすべての役員(取締役、会計参与、監査役、執行役員および執行役員)
保険契約者(記名法人)	貴社(金融業、建設・不動産業を除きます)
子会社(記名子会社)	会社法上の子会社(無記名で補償*) (一部除外となる子会社があります)
新設・買収子会社	一定条件に合致する子会社を自動で補償
適用地域	国内外問わず補償
先行行為	初年度契約の開始日以前の行為も原則補償

※ただし、上場会社、金融業、建設・不動産業の会社、海外に所在する会社、株式会社以外の法人は対象外となります。

お支払いする保険金について

- 会社の役員としての業務に起因して、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合、以下の保険金をお支払いします。
 - ・ 法律上の損害賠償金(示談金、和解金を含みます)
 - ・ 争訟費用(裁判費用、弁護士報酬など)
- ご契約時に設定される保険期間中の支払限度額を限度として、損害の額を保険金としてお支払いします。

お見積りにあたって 以下の資料を掲載し、貴社の業務内容やご希望をお伺いしたうえでお見積りさせていただきます。

- 告知事項申告書
- 決算書類*1(直近2期分)*2の貸借対照表・損益計算書・個別注記表・事業報告および附属明細書が必要ですが
 - ※1 貴社ホームページまたはEDINETにおいて開示されている場合はご提出いただく必要はありません。
 - ※2 継続契約の場合は直近会計年度分のみ

- このチラシは概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「会社役員賠償責任保険(D&O保険) 定型プランのご案内」および「重要事項のご説明」をご覧ください。また、詳しくは普通保険約款・特約集をご用意しておりますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点がございましたら、代理店・扱者または当社にお問合わせください。
- 契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有しており、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・保険契約の管理(ご契約内容の変更等の通知の受領を含みます)などの業務を行っております。したがって、当社代理店または社員とご契約いただき有効に成立したご契約につきましては、当社と直接ご契約いただいたものとなります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
MS&AD INSURANCE GROUP
〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
TEL:03-5424-0101(大代表)
http://www.aioinissaydowa.co.jp/

● ご相談・お申込先
株式会社リスクマネジメント
埼玉県川口市並木4丁目3番7号7階
TEL048-271-5155 FAX048-271-5156



菅沼法律事務所
弁護士
菅沼 博文



株式会社リスクマネジメント
代表取締役 社長
稲垣 順久